

## 旧優生保護法訴訟札幌地裁判決に対する声明

本日、札幌地方裁判所民事3部（高木勝己裁判長）は、旧優生保護法に基づいて強制不妊手術及び人工妊娠中絶を実施された知的障害のある女性とその亡夫の請求を棄却する判決を言い渡した。

最低最悪の判決である。女性が強制不妊手術をされたという主張については、亡夫の供述がありながら、手術を受けたことを認める証拠がないとして、強制不妊手術が実施された事実を認定しなかった。

また、女性が人工妊娠中絶手術を受けたことについては、手術されたことは認めながらも、女性は「妊娠した子をおろすことを認識した上で、人工妊娠中絶手術を受けた」「夫婦が話し合っただけ」として、女性が人工中絶手術に同意していないという主張を否定した。加えて、女性に対する人工妊娠中絶手術は、旧優生保護法14条1項1号が定める「精神薄弱」に基づくものではなく、同項4号の「経済的理由」に基づく可能性があるとした。

あまりに被害者の体験と証拠とかけ離れた判断である。裁判所は女性の話は直接生の声を聴き、裁判の途中で急逝した亡夫の証言テープも聴いている。いずれも人工妊娠中絶手術を受けた苦しみ・悲しみを訴えるものである。しかし、被害者夫婦の声は無視する一方で、女性の義妹の証言のごく一部を都合良く解釈し、上記のような非常識な事実認定をすることで憲法判断を避けた。裁判所は国の責任を認めず、違憲性の判断をしないという結論ありきの判断といわざるを得ない。

私たち弁護団は、本日の不当判決を受け入れることはできない。弁護団はこの不当判決に控訴をし、強制不妊手術及び人工妊娠中絶手術を受けさせられた被害者の権利回復のために全力で闘う決意である。

2021年2月4日

旧優生保護法国家賠償請求訴訟北海道弁護団

団長 西村武彦